別表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一

	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1．普通（日常生活に支障がない。）	2．約1m離れた視力確認表の図は見ることができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3．目の前に置いた視力確認表の図は見ることができるが、遠ざかると見ることができない。	4．ほとんど見えないが、見えているのか判断不能である。 5．見えていないのか判断不能である。	矯正視力による測定とする。	
視野障害	視野	1．視野障害がない。 2．視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3．両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90％以上である。	4．両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95％以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1．網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2．夜盲の1点の事項に該当しない。	3．暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。
移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1．慣れていない場所であっても歩行ができる。	2．慣れた場所での歩行のみできる。	3．慣れた場所であっても歩行ができない。		人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1．「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、網体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2．「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

○厚生労働省告示第三百三十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第八十二条第四項（第九十五条において準用する場合を含む。）、第百二十条第四項、第百五十九条第四項（第百六十四条、第百七十三条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条及び第二百六条において準用する場合を含む。）及び第百七十条第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第十九条第四項（同令附則第十四条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号ロ中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「第1」を「の第1」に改め、「注2」の下に「、同表の第3の1の同行援護サービス費の注5」を加え、「第3」を「第4」に改め、「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

○厚生労働省告示第三百四十号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第百二十七条第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「第8」を「第9」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「同告示」を「居宅介護従業者基準」に、「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第二号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十五号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第三号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十一号から第十五号まで」を「第十五号から第十八号まで」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第四号中「第六号又は第九号」を「第七号又は第十一号」に改める。